

非常用ディーゼル発電機シリンダライナの健全性確認に係る工程

1. 工程

女川原子力発電所については、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、発電所設備全体に対する健全性確認を実施中であるため、シリンダライナの健全性確認を、平成23年11月頃から開始する予定である。

また、原子炉施設保安規定^{※1}第62条により、停止中の発電所各号機において、非常用ディーゼル発電機2台（他号機からの電力供給を含む）が使用できることが求められていることから、複数台を同時に点検しないように計画する。

女川原子力発電所1号機の非常用ディーゼル発電機の分解点検は、平成24年度上期中に、2号機の非常用ディーゼル発電機の分解点検は平成23年度下期中に実施する。

なお、発電所設備全体に対する健全性確認の進捗状況により変更する可能性がある。

2. 点検内容

対象となる非常用ディーゼル発電機4台の全シリンダ（女川1号機：12気筒×2台、女川2号機：18気筒×2台）について、分解点検のうねシリンダライナの浸透探傷検査^{※2}を実施する。

3. 分解点検までの健全性確認

分解点検開始までの期間については、1カ月に1回の頻度で実施している定期試験において異常のないことを確認する。

以 上

※1 原子炉施設保安規定とは、原子力発電所の運転の際に実施すべき事項などを記載しており、事業者が定めて申請を行い国の審査を経て認可を受けるもの。

※2 浸透探傷検査とは、機器の表面上の傷などを発見しやすくするため、探傷剤を用い、傷内部に浸透付着した液の指示模様から検出する方法。